

(参考)



環廃産発第051219001号

平成17年12月19日



各都道府県・政令市産業廃棄物担当部長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課長リサイクル担当  
監査官



### 低濃度P C B汚染物の届出等の徹底について

産業廃棄物行政の推進については、平素から御尽力をいただき感謝申し上げます。

標記については、平成14年7月12日付け環廃産発第393号及び平成15年11月26日付け環廃産発第031126009号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知並びに平成16年2月17日付け環廃産発第040217005号当職通知で示しているところですが、本年5月に低濃度P C B汚染物対策検討委員会原因究明ワーキンググループの報告書が取りまとめられ、平成元年以前に製造された重電機器等の中には、低濃度のポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）に汚染された絶縁油を含むもの（以下「低濃度P C B汚染物」という。）が数多く存在することが明らかになりました。また、低濃度P C B汚染物である重電機器等のうち、電力会社が所有する柱上トランス以外の変圧器等については、使用中のものと保管中のものを合わせて約120万台が全国に存在すると推計されているところです。P C B廃棄物については、その不明・紛失や不適正な処理により環境汚染を生ずるおそれがあることから、その保管状況等について的確に把握するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「P C B廃棄物特別措置法」という。）において保管の届出等の徹底を図っているところですが、低濃度P C B汚染物についても同様に、環境汚染を未然に防止する観点から、保管状況等を的確に把握し、適正処理を推進していく必要があります。

つきましては、重電機器等のうち、低濃度P C B汚染物である可能性を完全には否定できないものの使用を終えた場合等の廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びにP C B廃棄物特別措置法の取扱いについては、下記のとおりとしますので、関係事業者及び産業廃棄物処理業者に対する周知、指導方よろしくお願いします。

記

1. 重電機器等を使用している者にあっては、重電機器等の使用を終えた場合には、重電機器等の製造者及び日本電機工業会から提供される低濃度P C B汚染物に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該重電機器等の製造者に対して、低濃度P C B汚染物である可能性について確認することとされたいこと。

また、重電機器等の製造者からの情報等により、使用を終えた重電機器等について低濃度P C B汚染物である可能性を完全には否定できないと判断された場合には、当該重電機器等の使用を終えた者にあっては、速やかに絶縁油中のP C Bの濃度を測定し、P C B廃棄物に該当するか否かについて確認することとされたいこと。なお、その際、その使用を終えた重電機器等について、P C B廃棄物に該当しないことが確認されるまでの間は、当該重電機器等をP C B廃棄物と同様に適正に保管することとされたいこと。

2. 使用を終えた重電機器等についてP C B廃棄物に該当することが確認された場合には、当該重電機器等の使用を終えた者にあっては、廃棄物処理法第1・2条に基づき、P C B廃棄物として適正に保管等の処理を行うとともに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないほか、P C B廃棄物特別措置法第8条に基づき都道府県知事又は政令市長に対して保管等の届出をしなければならないものであること。